

第9章 保存・管理計画

9-1 保存管理の方向性

浅間山熔岩樹型の本質的価値を構成する諸要素やその周辺要素を将来へ継承するために、本計画では、浅間山熔岩樹型の適切な保存管理の方法並びに今後予想される整備・活用等に伴う現状変更等の取扱い方針を定める。

文化財保護法第172条の規定に基づき、管理団体である嬭恋村が保存管理を行う。指定地は、村有地のほか長野原町有地、細かく分譲された民有地が含まれているが、文化財としての保存管理については、管理団体である嬭恋村が行う。その際には、土地の所有者の諸利権について最大限の配慮を行う。

また、指定地の保存管理上、必要に迫られる場合には、一部公有地化を検討することとする。保存管理にあたり、基本的な方向性は以下のとおり。

(1) 本質的価値を保護・継承するための適切な保存管理の実施

熔岩樹型がき損もしくは衰亡・滅失している場合は、復旧措置及び維持管理を行うとともに、将来的なき損・滅失を防ぐべく、適切な措置・対策を講じる。また、本質的価値を後世まで守り伝えるため、持続可能な維持管理体制を整備し、継続的な保存管理を実施していく。

(2) 熔岩樹型埋没に対する考え方

熔岩樹型の埋没自体は本質的価値に影響を及ぼさないため、自然埋没については現状保存とするが、それ以外の理由による埋没や樹型の崩壊などに対しては必要に応じ応急的措置や予防的措置を講じる。

(3) 指定地ごとの地区区分の設定と現状変更等の取扱い基準の設定

保存状況や土地利用の現状、安全性や利便性に基づいた適切な地区区分を行ったうえで、それぞれ現状変更等の取扱い基準の方針を定める。

9-2 保存管理の方法

9-2-1 維持管理方法

浅間山熔岩樹型の維持管理方法は、以下のとおりとする。

- ・浅間山熔岩樹型の本質的価値がき損もしくは衰亡・滅失している場合の復旧措置及び維持管理を行う。
- ・浅間山熔岩樹型の本質的価値がき損もしくは衰亡・滅失する恐れがある場合は、予防的措置及び維持管理を行う。
- ・モニタリング調査（熔岩樹型の定点観測等）を行い、風化や劣化等の状況を把握するとともに、保存管理の対策が必要なものについては応急的措置を講じる。
- ・見学者に対し本質的価値の理解を助けるための活用施設（見学路、解説板、観察施設、ガイダンス施設等）の整備及び維持管理を行う。

- ・見学者の利便性を向上するための施設（便益施設、休憩施設、その他の施設）の整備及び維持管理を行う。

また、構成要素ごとの保存管理の方法は、次表のとおりとする。

構成要素		保存管理の方法	
浅間山熔岩樹型	本質的価値を構成する諸要素	熔岩樹型	<ul style="list-style-type: none"> ・熔岩樹型の埋没・崩壊等の状況を把握するために、定点観測等のモニタリングを行う。また、モニタリングの結果に基づき、応急措置の対応や予防的措置を行う。 ・民有地においては土地所有者による開発が想定されるため、本質的価値に与える影響が最小限となるよう、土地開発に伴う工事等の考え方を設定し、これに基づく申請等の仕組みを構築し、周知を図る。 ・各分布地の定期的な巡回による現状把握を行う。また、緊急調査で実施されたデータベースを基本にして、すべての熔岩樹型を対象にした「管理システムソフト」の構築などにより、埋没・崩壊・パトロール状況・現状変更等の経緯など必要事項を包括的に記録・管理する。
		火砕流堆積物	
	本質的価値に関わる諸要素	地形	—
	指定地内のその他の諸要素	自然物	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて植生調査を実施し、植生状況を的確に把握する。また、日常的に実施している保護作業（草刈り、落葉除去等）と植生状況との相関性にも配慮し、適切な整備方法を検討する。 ・必要に応じて生態調査を実施し、整備における生息環境への影響を把握する。
人工物		<ul style="list-style-type: none"> ・見学者の安全のため、より効果的な熔岩樹型への転落防止策を講じる。 ・火山災害に備えたシェルターの設置や噴火警戒レベルの表示等を検討する。 ・各施設及び看板類の状況を定期的に把握し、必要に応じて修繕等対応を検討する。 	

表 9-1 構成要素ごとの保存管理の方法

9-2-2 保存管理のための地区区分

浅間山熔岩樹型の分布数は、2,117カ所と膨大であり、その指定範囲も広大であることから、第1区から第4区に分かれる指定地において、各指定地の現状を踏まえつつ「保存地区」と「活用地区」に区分けし、地区ごとの方針を定め、たうえで保存管理及び整備を進めていく。

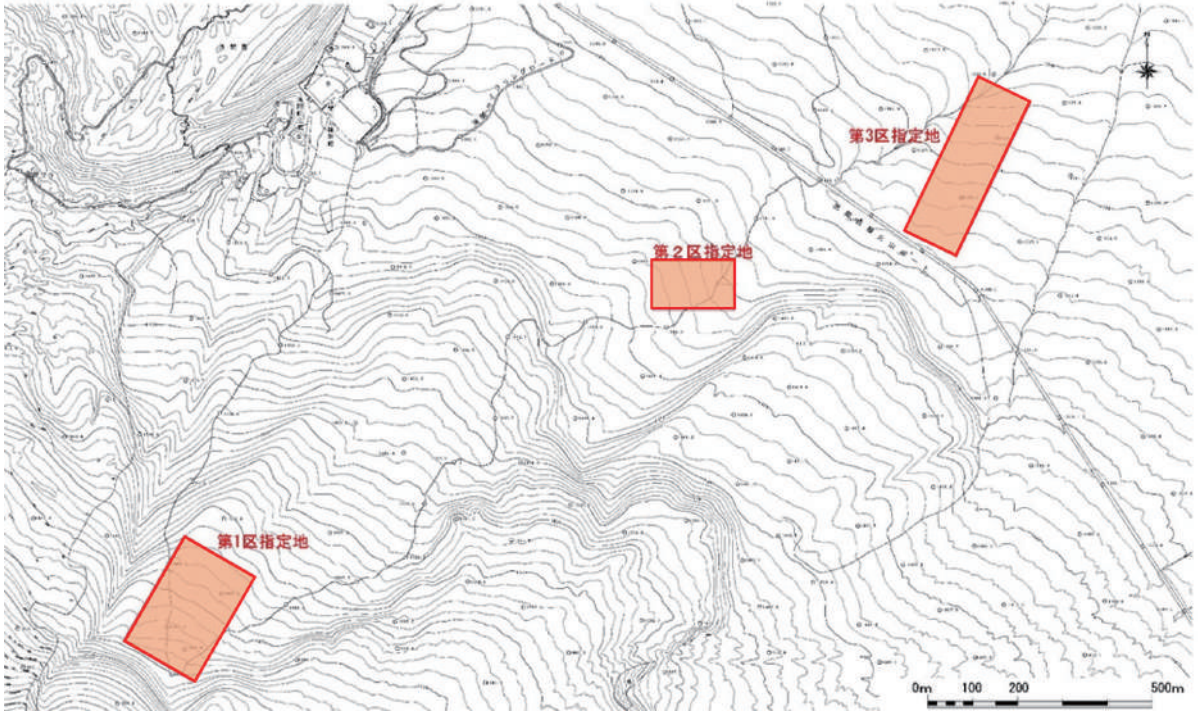


図9-1 保存管理上の地区区分—保存地区—（第1区から第3区指定地は全て長野原町有地）

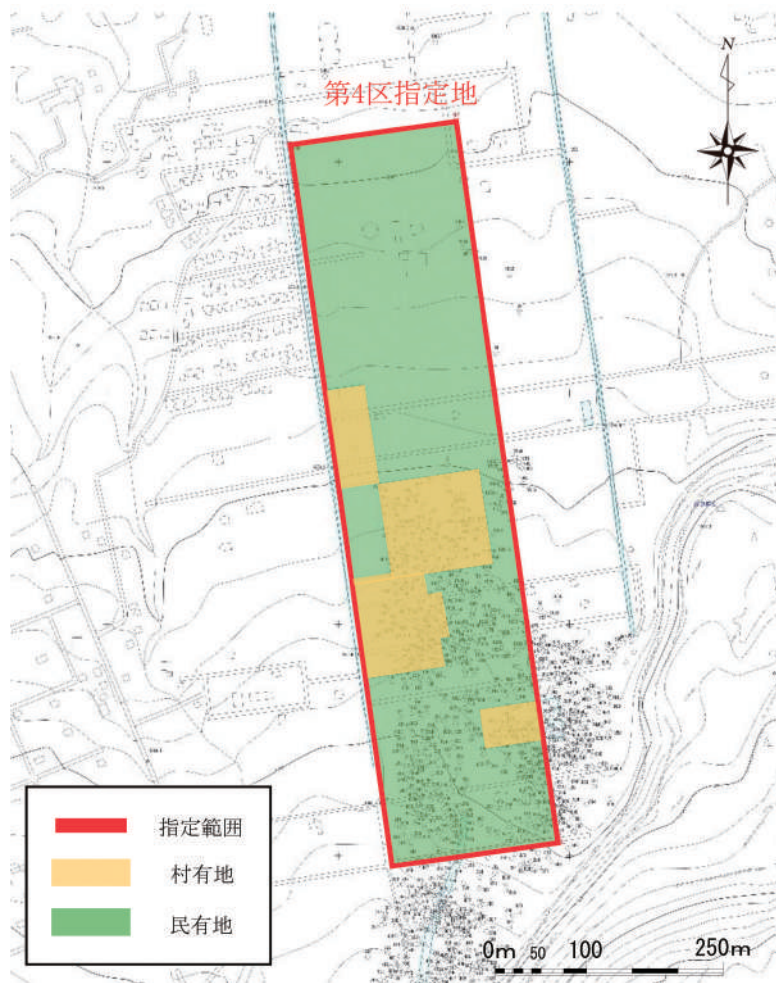


図9-2 保存管理上の地区区分—活用地区—（第4区指定地は村有地と民有地がある）

9-3 地区ごとの方針

(1) 保存地区

第1区から第3区指定地全域を「保存地区」とする。地区内は一部を除き整備・公開されていない。一部はスカイロックトレイルコース沿いであり、ガイド同伴を条件に見学が行われているため、該当部分についてのみ許可基準を満たしたうえでの公開活用を目的とした整備を認める。

スカイロックトレイルコース沿い以外については、現地までのアクセスが悪く、クマやイノシシといった有害鳥獣との遭遇の危険性が高いことから、草刈りや落葉除去といった整備がなされておらず、公開活用に適さないため、現状維持が好ましい。

ただし、活用地区と比べ、より自然な状態で保存されている熔岩樹型が多数分布していることから、調査研究の目的で一部公開活用される可能性があるため、その際の手続き等の仕組みの構築と周知が必要となる。

保存状態の把握のため、定期的なパトロールによる点検を行い、本質的価値にき損や衰亡・滅失が認められる熔岩樹型については、応急的措置や予防的措置を講じる。

(2) 活用地区

第4区指定地を「活用地区」とする。村有地と民有地に分かれており、村有地内を主に公開活用している。他指定地と比べアクセスが良いことから、見学者を想定した便益施設が設置されているほか、解説板や見学路、熔岩樹型への転落防止柵等が整備されている。

村有地においては、本質的価値の理解を助けるための活用施設（見学路、解説板、観察施設、ガイダンス施設等）や見学者の利便性を向上するための施設（便益施設、休憩施設、その他の施設）の整備及び維持管理を行う。

民有地においては、土地所有者による開発が想定されるため、本質的価値に与える影響が最小限となるよう、土地開発に伴う工事等の考え方を設定し、これに基づく申請等の仕組みを構築し、周知を図る。

また、村有地の一部には公開活用のための整備がされていない地域があり、該当地域の取扱いについて今後検討が必要となる。活用地区については見学者による熔岩樹型内部の観察のため、現在続行されている草刈り、落葉除去、網かけ作業等を続行するが、整備計画の進捗にともなって再考を図る。

9-4 追加指定

第1区から第3区指定地については、分布調査の結果によって各指定地ともに分布範囲が指定範囲を大きく上回っていることが分かった。これらの各地区では、追加指定によってすべての熔岩樹型を保護するために指定地の追加指定の検討が必要になる。第4区分布地については、指定範囲の南側（高標高地域）で指定範囲外の分布が確認されている。この地域は、現在国土交通省による砂防堰堤の建設が計画されており、同省との調整協議が必要となる。

9-5 自然植生の保護

熔岩樹型分布地域は上信越高原国立公園に位置しており、第1種特別地域及び第2種特別地域となっているため、今後大規模な自然改変が行われる可能性は低い。自然植生の保護のため、活用地区では、浅間山熔岩樹型保護員による人力での倒木の除去作業等を継続するとともに、見学者による踏み荒らし

防止対策の検討及び実施を進めていく。

9-6 現状変更等の取扱い

文化財保護法第125条の規定に基づき、天然記念物の「現状を変更する行為」または「保存に影響を及ぼす行為」をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。「現状を変更する行為」とは、剥ぎ取り等天然記念物に物理的な変更を加える行為を指し、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に天然記念物を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。ただし、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合については、現状変更の許可を要しない。

浅間山熔岩樹型における現状変更等の取扱い方針・取扱い基準は以下のとおりとする。

(1) 現状変更の取扱い方針

<ul style="list-style-type: none"> ・「本質的価値」を損なう行為は認めない。 ・「本質的価値」を損なう行為以外については、地形の変更を伴うものは、軽微なものを除いて認めない。 ・「本質的価値」を損なう行為以外については、景観に大きく影響を及ぼす行為は原則認めない。
--

(2) 現状変更等の取扱い基準と許可基準

区域	保存地区		活用地区	
価値	いずれの区域においても、熔岩樹型の形状が良好に保たれており、文化財としての価値は同等に高い。			
対象範囲	1区、2区、3区指定地全域		4区指定地内村有地	4区指定地内民有地
地区の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスが悪く、一部を除き整備・公開されていない。一部はスカイロックトレイルコース沿いであり、ガイド同伴を条件に見学が行われている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟、仮設トイレ等便益施設が設置されているほか、解説板や見学路が整備されている。 ・他指定地と比べアクセスが良く、一部が公開活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部に別荘が建設されている。 ・土地所有者により現状変更等が行われる可能性がある。
取扱い基準	トレイルコース沿い	トレイルコース沿い以外	許可基準を満たし、本質的価値に及ぼす影響が軽微な場合は認める。	
	ガイドツアー等天然記念物の活用に関わる現状変更等であって、許可基準を満たし、本質的価値に及ぼす影響が軽微な場合は認める。	原則現状保存。 ただし、学術調査・研究、天然記念物の保存に関わる必要最小限の現状変更等であって、許可基準を満たし、本質的価値に及ぼす影響が軽微な場合はこの限りではない。		

区域	保存地区	活用地区
許可基準	①熔岩樹型の形状が維持されること。	
	②本質的価値の周辺要素（樹木・植生、動物、地形、景観等）に与える影響が最小限となるよう配慮されること。ただし、熔岩樹型の価値を伝えるための公開活用を目的とした現状変更等については、影響を個別に判断する。	

表9-2 現状変更等の取扱い基準と許可基準

(3) 現状変更等を行う場合の事務の取り扱い

① 現状変更等について

文化財保護法第125条において「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされている。現状変更等は原則として文化庁長官が許可するが、法第125条第1項ただし書きに許可が不要な件が記してある。また、法第184条第1項第2号の規定により、重大な現状変更以外については都道府県・市町村の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。

② 現状変更等の許可が不要な行為

現状変更の許可が不要な行為は、「特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（文化財保護委員会規則第十号）に基づき、以下のとおりとする。

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号いずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名称又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名称又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名称又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名称又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

法第125条ただし書きにおいて、「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合」は現状変更等の許可が不要な行為とされている。

「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に、史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合の、原状復旧、き損・衰亡・復旧不可能の場合による除去と示されている。

き損が生じた場合には法第33条によるき損届、復旧する場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

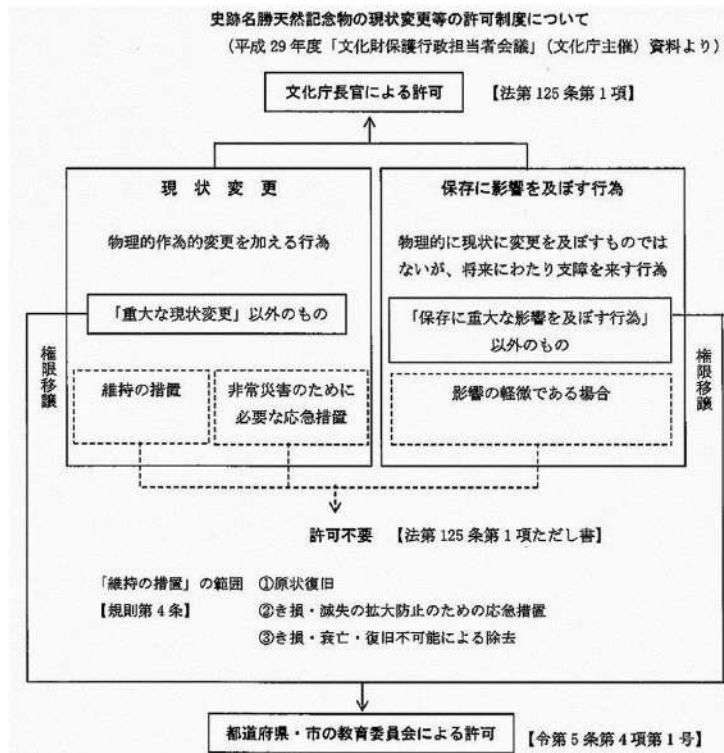


図 9 - 3 現状変更のフロー

(4) 現状変更等の対象行為

区 分	行 為 の 内 容
文化庁長官への許可申請が必要となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築、除去 ・工作物の設置、改修、除去 ・土地の掘削、切土、盛土等、土地の形状の変更を伴うもの ・その他、本質的価値及び本質的価値の周辺要素に影響を及ぼす行為
群馬県への許可申請が必要となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採（地形改変を伴う伐根等は除く） ・小規模建造物（地下のない木造又は鉄骨造の2階建以下で、かつ、地下を有しない木造又は鉄骨造の建造物であって、建築面積120㎡以下）で設置期間2年以内のもの新築、増築又は改築 ・工作物の設置もしくは改修（設置の日から50年以内のものに限る）、又は道路の舗装もしくは修繕（掘削等土地の形状変更を伴わないものに限る） ・天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除去（建築又は設置の日から50年以内のものに限る） ・天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
許可・届出を必要としない行為	<ul style="list-style-type: none"> ・落葉及び落枝の除去 ・枯木及び倒木の除去 ・日常的な動植物に対する管理（死がい、排泄物の除去など） ・災害の発生又はその発生が明らかに予測される急迫の事態における応急的措置 ・事故等により緊急的対応が必要な場合における原状に復する行為

表 9 - 3 主な現状変更等対象行為

(5) 事後届出とする行為

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(文化庁(平成31年))により、保存活用計画が国の認定を受けた場合の特例として、現状変更等に係る手続の弾力化が可能となる。これは、国指定等文化財の現状変更等や修理を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化を図るものである。

上記に基づき、浅間山熔岩樹型において、維持管理のために行われるもの、従前から行われているもの、範囲や量が限定され専門家による保存状態についてモニタリングされながら適正採取量が確保されるもので、いずれも天然記念物への影響が軽微である行為を事後届出とする。その行為を次表に示す。

	行為の内容	実施目的	場所	行為者	期間	実施時期	頻度
1	指定地内の除草、樹木の剪定、枝払い	景観維持 安全確保	活用地区	嬬恋村長	認定日から 10年間	通年	年10回程度
2	看板類の修繕、更新	維持管理 景観維持 活用促進	活用地区	嬬恋村長	認定日から 10年間	通年	年10回程度
3	仮設トイレの設置	便益施設	活用地区	嬬恋村長	認定日から 10年間	毎年4月 ～11月	年1回
4	見学者カウンターの設置	見学者数把握	活用地区	嬬恋村長	認定日から 10年間	毎年4月 ～11月	年1回
5	岩石や炭化物などの試料採取	学術研究 文化財の保存	全域	嬬恋村長	認定日から 10年間	通年	年50カ所程度 1カ所あたり5kg

表9-4 事後届出とする行為一覧

9-7 関係法令

文化財保護法のほかに本計画地に関係する法令として、自然公園法、森林法等がある。各法規制の内容を以下に示す。

(1) 自然公園法

指定地は上信越高原国立公園特別地域に該当するため、地域内で別荘建築等をする場合は、自然公園法の規定により環境大臣の許可が必要となる。

(2) 森林法

地域森林計画の対象となっている民有林で伐採や開発行為を行う場合は、伐採届の提出もしくは林地開発の協議が義務付けられている。

(3) 都市計画法

嬬恋村は、全域が都市計画区域外であるが、別荘地域等においては、村条例(「嬬恋村景観条例」、「嬬恋村における建築物の制限に関する条例」、「嬬恋村開発事業等の適正化に関する条例」等、施行条例や指導要綱等含む)や自然公園法、森林法等により様々な規制がある。また、1ha以上の開発行為は、県知事による許可が必要となる。

(4) 景観法

嬭恋村では、景観法に基づき「嬭恋村景観条例」及び「嬭恋村景観計画」を策定している。

景観計画区域内における一定規模以上の建築物や工作物の建築等、又は土地の形質の変更や木竹の伐採等の行為については、景観法及び景観条例に基づく村への届出が必要となる。

(5) 建築基準法

建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく県知事の指定を受けた地域に村の一部が該当しているため、「嬭恋村における建築物の制限に関する条例」を策定し、規制基準を定めている。指定地域内で建築行為を行う場合は、条例等で定める基準に基づき協議や届出が必要となる。

(6) 嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例

本条例により、村内において施行される開発事業等に対し、土地利用の調整、水資源の保全並びに自然環境及び景観の保全形成を図るため、適用の対象と許可基準を定め管理している。村内における開発事業等の実施の際には、他法（自然公園法、森林法等）の規定と合わせ規制内容等を確認のうえ、必要に応じて届出が必要となる

(7) 砂防法

砂防法に基づき、火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、火山噴出物等の土砂流出による災害さらに火山噴火等に起因した火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂の流出による災害から人命、財産等を保全する目的で砂防堰堤や導流堤等の砂防施設の整備が進められている。事業計画区域のうち、東泉沢・大堀沢西地区が第4区分布地に一部重なっており、工事区域内に存在する熔岩樹型の記録保存等に関する調整が必要となる。

(8) 災害対策基本法

嬭恋村では、災害対策基本法の規定に基づき「嬭恋村地域防災計画」を策定している。計画内の「火山災害対策編」では、災害の予防や災害時の応急的対策、災害後の復旧・復興の方針等が定められており、浅間山熔岩樹型の公開活用及び整備を進めるうえで本計画との整合性を図りながら実施する必要がある。

(9) 活動火山対策特別措置法

活動火山対策特別措置法の規定に基づき、「浅間山火山防災協議会」が組織されており、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等について協議が行われている。

協議会の判断により浅間山における噴火警戒レベルや火山ハザードマップが定められており、浅間山熔岩樹型指定地は噴火警戒レベル3のときの規制範囲や大規模噴火の際のハザードエリアに該当することから、公開活用及び整備を進めるうえで整合性を図りながら実施する必要がある。